

別 冊

令 和 2 年 度

大阪市内部統制評価報告書審査意見書

監 第 40 号
令和3年8月26日

大阪市長 松井一郎 様

大阪市監査委員	森 伊吹
同	森 恵一
同	片山一歩
同	明石直樹

令和2年度大阪市内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、令和2年度大阪市内部統制評価報告書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

目 次

令和2年度大阪市内部統制評価報告書審査意見

	頁
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	1
第2 審査の種類	1
第3 審査の対象	1
第4 審査の着眼点	1
第5 審査の主な実施内容	1
第6 審査の結果	1
第7 備考	1

(別 紙)

令和 2 年度大阪市内部統制評価報告書審査意見

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

令和 2 年度大阪市内部統制評価報告書に対する審査は大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 審査の種類

地方自治法第 150 条第 5 項に規定された内部統制評価報告書の審査

第 3 審査の対象

令和 2 年度大阪市内部統制評価報告書

第 4 審査の着眼点

監査委員による令和 2 年度大阪市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行い審査するものである。

第 5 審査の主な実施内容

令和 2 年度大阪市内部統制評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「大阪市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施のガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第 6 審査の結果

令和 2 年度大阪市内部統制評価報告書について、上記の第 1 から第 5 までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第 7 備考

特段記載すべき事項はない。